

## 平成28年6月定例会議案概要

### ◆議案第1号 専決処分の報告及び承認について

(松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

【税制課】

#### 【提案理由】

地方税法の改正に伴い、固定資産税の非課税又は減額の適用を受ける場合における申告に関する規定を整備するとともに、条例で引用する同法の条項等をこれに合わせるため。

#### 【概 要】

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第71条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第75条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第152条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第31条第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

附則第32条第9項第5号中「費用」の次に「及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第51条、第52条及び第54条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第57条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市市税条例の一部を改正する条例(平成27年松戸市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第9項の表第6項の表以外の部分の項中

「

第3項	第8項
同項から前項まで	前2項及び第8項

」を

「

第3項の	第8項の
------	------

同項から前項まで	同項、第4項及び前項
----------	------------

」に改め、同条第11項の表第6項の表以外の部

分の項中

「

第3項	第10項
同項から前項まで	前2項及び第10項

」を

「

第3項の	第10項の
同項から前項まで	同項、第4項及び前項

」に改め、同条第13項の表第6項の表以外の部

分の項中

「

第3項	第12項
同項から前項まで	前2項及び第12項

」を

「

第3項の	第12項の
同項から前項まで	同項、第4項及び前項

」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成27年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例等案新旧対照条文

○ 松戸市市税条例 (平成27年松戸市条例第12号)

(第1条関係)

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(教育等の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者	(教育等の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者

がすべき申告)

第71条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（以下「博物館」という。）を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

がすべき申告)

第71条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（以下「博物館」という。）を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第75条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、それぞれ当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第152条 (略)

2 前項の価格とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあってはその価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5～8 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第75条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、それぞれ当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第152条 (略)

2 前項の価格とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあってはその価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5～8 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第32条 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第51条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第32条 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第51条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第52条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第52条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表略)

(市街化区域農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第54条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第37条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市

(表略)

(市街化区域農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第54条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第37条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市



<p>計画税額とする。</p> <p>(都市計画税における読替規定)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>第57条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>計画税額とする。</p> <p>(都市計画税における読替規定)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>第57条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
---	--

○ 松戸市市税条例の一部を改正する条例 (平成27年松戸市条例第40号)

(第2条関係)

(下線部分)は改正部分

現 行	改 正 案																								
<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第6項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第3項</td> <td style="width: 33%;">第8項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同項から前項まで</td> <td>前2項及び第8項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>10 (略)</p>	(略)			第6項の表以外の部分	第3項	第8項		同項から前項まで	前2項及び第8項	(略)			<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第6項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第3項の</td> <td style="width: 33%;">第8項の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同項から前項まで</td> <td>同項、第4項及び前項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>10 (略)</p>	(略)			第6項の表以外の部分	第3項の	第8項の		同項から前項まで	同項、第4項及び前項	(略)		
(略)																									
第6項の表以外の部分	第3項	第8項																							
	同項から前項まで	前2項及び第8項																							
(略)																									
(略)																									
第6項の表以外の部分	第3項の	第8項の																							
	同項から前項まで	同項、第4項及び前項																							
(略)																									

1 1 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項の表以外の部分	第3項 同項から前項まで	第10項 前2項及び第10項
(略)		

1 2 (略)

1 3 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項の表以外の部分	第3項 同項から前項まで	第12項 前2項及び第12項
(略)		

1 1 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項の表以外の部分	第3項の 同項から前項まで	第10項の 同項、第4項及び前項
(略)		

1 2 (略)

1 3 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6項の表以外の部分	第3項の 同項から前項まで	第12項の 同項、第4項及び前項
(略)		

◆議案第2号 平成28年度松戸市一般会計補正予算(第1回)

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,524億8,000万円に、歳入歳出それぞれ3,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,525億1,808万8,000円とする。

1 一般会計補正予算(第1回)

(単位:千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	152,480,000	38,088	152,518,088

## (1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
市民交流会館管理運営事業 管理代行業務	0	38,088	38,088

## (2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
使) 総務使用料 行政財産目的外使用料	31,213	88	31,301
使) 総務使用料 市民交流会館使用料	0	4,889	4,889
新松戸地域学校跡地有効活用事業基金繰入金	570,663	33,111	603,774

## (3) 基金繰入金等

	平成27年度末 現在高	積立	繰入		平成28年度末 現在高(見込)
			補正前の額	補正額	
新松戸地域学校跡地 有効活用事業基金	630,438	0	△ 570,663	△ 33,111	26,664

## (4) 債務負担行為

事業名	期間	限度額
管理代行業務 (市民交流会館)	平成28年度～平成32年度	190,440

## &lt;歳出の概要&gt;

○市民交流会館管理運営事業 管理代行業務 3,808万8千円  
 新松戸学校跡地に建設中の市民交流会館の管理代行料について、措置する。

## &lt;歳入の概要&gt;

○総務使用料 増 497万7千円  
 行政財産目的外使用料 8万8千円  
 市民交流会館使用料 488万9千円

○新松戸地域学校跡地有効活用事業基金繰入金 増 3,311万1千円  
 それぞれ事業に充当するため、措置する。

<基金繰入金等の概要>

今年度の一般会計への繰入額が6億377万4千円となり、平成28年度末現在高（見込）は、2,666万4千円となる。

<債務負担行為の概要>

管理代行業務について、市民交流会館指定管理者の指定に伴い、安定した運営等を確保するため、期間及び限度額について債務負担行為の設定をする。

◆議案第3号 松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

【市民会館】

【提案理由】

市民会館備品使用料にプロジェクターの追加及び市民会館プラネタリウムの利用促進を図るため、プラネタリウム室使用料の免除条項の新設の改正をするため。

【概 要】

松戸市民会館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																																								
<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2</p> <p>付属設備及び備品使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>回</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>音響器具</td> <td>映写装置 (16m/m)</td> <td>1式</td> <td>1</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>音響器具</td> <td>映写装置 (16m/m 移動型)</td> <td>1式</td> <td>1</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	種別	品名	単位	区分	使用料	照明器具	(略)	(略)	回	円	音響器具	映写装置 (16m/m)	1式	1	1,080	音響器具	映写装置 (16m/m 移動型)	1式	1	540	<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、プラネタリウム室の使用料を免除することができる。</u></p> <p>別表第2</p> <p>付属設備及び備品使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>回</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>音響器具</td> <td>映写装置 (16m/m)</td> <td>1式</td> <td>1</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>音響器具</td> <td>映写装置 (16m/m 移動型)</td> <td>1式</td> <td>1</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	種別	品名	単位	区分	使用料	照明器具	(略)	(略)	回	円	音響器具	映写装置 (16m/m)	1式	1	1,080	音響器具	映写装置 (16m/m 移動型)	1式	1	540
種別	品名	単位	区分	使用料																																					
照明器具	(略)	(略)	回	円																																					
音響器具	映写装置 (16m/m)	1式	1	1,080																																					
音響器具	映写装置 (16m/m 移動型)	1式	1	540																																					
種別	品名	単位	区分	使用料																																					
照明器具	(略)	(略)	回	円																																					
音響器具	映写装置 (16m/m)	1式	1	1,080																																					
音響器具	映写装置 (16m/m 移動型)	1式	1	540																																					

	拡声装置 (略)	1式 (略)	1 (略)	1,080 (略)		液晶プロジェクター	1式	1	1,080
						拡声装置 (略)	1式 (略)	1 (略)	1,080 (略)
(略)					(略)				

◆議案第4号 新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

【市民自治課】

【提案理由】

新松戸地域学校跡地有効活用事業の事業期間の延伸に伴い、条例の失効期日を延長するため。

【概 要】

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、一般会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、一般会計に繰り入れるものとする。</p>

◆議案第5号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【建築審査課】

【提案理由】

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、これらに係る申請の手数料等を整備するため。

【概 要】

松戸市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行
-----

別表第4 (第2条関係)

1～8 (略)

9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

事務の種類	区分		金額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	建物の用途	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
	(略)			
(略)				
備考				
(1) (略)				
(2) 「適合証」とは、建物の用途が一戸建ての住宅若しくは共同住宅等の住戸である場合にあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、又は建物の用途が共同住宅等の共用部分若しくは非住宅の部分である場合にあつては、登録建築物調査機関その他法第77条の2第1項の指定確認検査機関で、かつ、登録住宅性能評価機関であるものうち市長が認めるものが、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。				

10 (略)

改正案

別表第4 (第2条関係)

1～8 (略)

9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

事務の種類	区分		金額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	建物の用途	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
	(略)			
(略)				
備考				
(1) (略)				
(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 <u>ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)</u> 又は <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)</u> が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。)して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面 <u>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)</u> の写し				

10 (略)

11 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請手数料

事務の種類	区分			金額	
建築物のエネルギー消費性能の	建物の用途	評価方法	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証等を添付して	イ ア以外の場合

向上に関する法律（平成27年法律第53号）				申請した場合		
第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ(1)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円	
			床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円	
			床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円	
			床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円	
			床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円	
			床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円	
			省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円
				床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円
				床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円
				床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円
	床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円		1件につき 375,200円		
	床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円		1件につき 440,200円		
	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	一戸建ての住宅		省令第8条第2号イ及びロによるもの	床面積の合計200㎡未満のもの	1件につき 4,800円
			床面積の合計が200㎡以上のもの		1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
		共同住宅等の住戸	省令第8条第2号イ及びロによるもの	4戸以下のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
				5戸以上15戸以下のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
	16戸以上45戸以下のもの			1件につき 45,400円	1件につき 198,500円	
	46戸以上のもの			1件につき 81,300円	1件につき 284,500円	
	共同住宅等の共用部分	省令第8条第2号イ及びロによるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円	
			床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円	
床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの			1件につき 45,400円	1件につき 198,500円		
床面積の合計が5,000㎡以上のもの			1件につき 81,300円	1件につき 284,500円		
複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額					
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費向上計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額					
建築物のエネルギー消費性能の	非住宅部分	省令第1条第1項第1号イによるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円	

向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査			床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円			
			床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円			
			床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円			
			床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円			
			床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円			
			省令第1条第1項第1号ロによるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円		
				床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円		
				床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円		
				床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円		
				床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円		
				床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 440,200円		
				住宅部分	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 4,800円
			床面積の合計が200㎡以上のもの				1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
			省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの			床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 17,700円
						床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 19,100円
共同住宅等	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円			1件につき 69,900円		
		床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円			1件につき 116,600円		
		床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円		1件につき 198,500円			
	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が5,000㎡以上のもの	1件につき 81,300円		1件につき 284,500円			
		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 9,500円		1件につき 33,300円			
		床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円		1件につき 57,700円			
複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円		1件につき 104,400円			
		床面積の合計が5,000㎡以上のもの	1件につき 81,300円		1件につき 157,900円			

備考

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項後段(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第29条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。
- (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。  
 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係るものにあつては、次に掲げるもの



- ⑦ 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- ⑧ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定に係るものにあつては、次に掲げるもの
- ① 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項の通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（別において「検査済証」という。）の写し
- ③ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

## ◆議案第6号 松戸市図書館整備計画審議会条例を廃止する条例の制定について

【社会教育課】

### 【提案理由】

図書館の総合的な整備計画を策定したことにより、審議会の設置目的を果たしたため。

### 【概 要】

- 1 廃止する条例  
松戸市図書館整備計画審議会条例
- 2 条例の廃止に伴い改正する条例  
特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例  
(図書館整備計画審議会委員の報酬規定を削除するもの)
- 3 施行期日  
条例の公布の日

### ○廃止する条例は以下のとおり

松戸市図書館整備計画審議会条例（平成26年松戸市条例第6号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市図書館整備計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、本市が設置する図書館の総合的な整備計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 図書館の在り方、役割及び機能に関すること。
- (2) 図書館施設の規模、構成及び設備に関すること。
- (3) 図書館の配置に関すること。
- (4) 図書館の管理及び運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 本市の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 (略)

○改正する条例は以下のとおり

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）

（附則第2項関係）

（下線部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表2（第4条関係）		別表2（第4条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
まちづくり用地活用事業審査委員会委員	日額 8,500 円	まちづくり用地活用事業審査委員会委員	日額 8,500 円
<u>松戸市図書館整備計画審議会委員</u>	<u>日額 8,500 円</u>	(削除)	
松戸駅周辺まちづくり委員会委員	日額 8,500 円	松戸駅周辺まちづくり委員会委員	日額 8,500 円
(略)		(略)	

◆議案第7号 松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

【消費生活課】

【提案理由】

松戸市公設地方卸売市場北部市場の施設の老朽化及び同市場を取り巻く環境の変化等により、市場の存続が困難な状況となったことから、同市場を廃止するため。

【概 要】

○松戸市公設地方卸売市場北部市場を廃止する理由

昭和44年に開設した松戸市公設地方卸売市場北部市場は、開設後47年が経過し、建築物は老朽化が顕著に現れており、耐震診断によると卸売場、仲卸売場ともに地震時には倒壊する危険性が高いことが判明した。

さらに敷地内の地盤は現時点で圧密沈下が起きており、地震時には液状化も懸念されている。施設の存続には大規模な地盤改良が必須であり、施設の老朽化により、施設の維持管理費も増加していくものと考えられ、運営者の負担が膨大になると考えられる。

松戸市の両卸売市場は全国的にも珍しい民設公営方式の卸売市場（他市場は、公設公営、公設民営、民設民営）であり、民間の施設会社が所有する施設を松戸市が賃貸借し、そこで卸売市場を開設している。

施設の維持管理費、地盤改良費などは、基本的に施設会社の負担となることから、施設の安全性の問題もあり、施設会社からは卸売市場の継続は難しく、今後は賃貸借契約の更新はできないとの

申出があった。

そこで市としては、卸売業務の方向性を決めるため、卸売業者、仲卸業者、買受人組合、施設会社、市で定期的に協議を重ねてきた。その結果、終了時期については平成29年3月31日とすることで合意に至った。

また、近年の流通経路を顧みると、直売所、産地直送、通信販売、商社や問屋からの実需者への直接販売など、卸売市場を経由しない多様な流通経路が拡大し、全国的にも卸売市場を取り巻く社会情勢が著しく変化している。

同時に、松戸南部市場をはじめ、近隣の柏市、市川市等にも青果物の卸売市場が整備されていることから、消費者への安定した価格での供給が実現されており、当市場の存続の必要性は低いものと考えられる。

以上の理由により、平成29年3月31日をもって松戸市公設地方卸売市場北部市場を廃止するものである。

#### ○松戸市公設地方卸売市場北部市場を廃止したのちの対応について

第10次千葉県卸売市場整備計画（案）の市場配置計画において、柏市公設総合地方卸売市場が東葛飾地域の「地域拠点市場」として位置づけられており、北部市場の卸売業者である東京シティ青果株式会社千葉支社が平成29年4月より柏市場へ営業拠点を移し、そのまま卸売業者として入場することが予定されていることから、北部市場が担ってきた卸売業務は、引き続き柏市場で担保されるものと考えている。

同様に、北部市場の仲卸業者や買受人も柏市場や松戸南部市場等に移ることから、北部市場廃止後の影響は最小限度にとどめられるものと考えている。

#### ○条例改正の概要について

松戸市公設地方卸売市場業務条例中の北部市場に係る名称、位置及び面積、取扱品目等の関係規定及び別表中の使用料に関する事項を削る。

- 市場の名称、位置及び面積（第2条）
- 取扱品目（青果部）（第3条）
- 卸売業者の数（第6条）
- 保証金の額（第8条）
- 仲卸業者の数の最高限度（第17条）
- 別表第3（第59条関係）市場使用料

#### ○施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

◆議案第8号 松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【消防総務課】

【提案理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じ、非常勤消防団員の障害厚生年金等の社会保障給付と公務災害補償の併給調整に係る規定を整備するため。

【概 要】

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項の表1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）の項1 障害厚生年金等の目中「0.86」を「0.88」に改め、同表2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）の項1 障害厚生年金等の目中「0.91」を「0.92」に改め、「又は第2級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日以後に受けた非常勤消防団員の公務災害補償に対する費用について適用する。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律によ</p>	<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律によ</p>

る年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等 (略)	0.86
2 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等 (略)	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
(略)		

3・4 (略)

(略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律

る年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等 (略)	0.88
2 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等 (略)	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
(略)		

3・4 (略)

(略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律

<p>による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td>0.86</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>6・7 (略)</p>	(略)		障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	(略)		<p>による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td>0.88</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>6・7 (略)</p>	(略)		障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	(略)	
(略)													
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86												
(略)													
(略)													
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88												
(略)													

◆議案第9号 松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【予防課】

【提案理由】

消防法令等に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促進するため。

【概 要】

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）」を

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）」を

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第45条の4）」に改める。

第25条第4項中「関係者」の次に「(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)」を加える。

第31条の2中「(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。)」を削る。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定

める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第45条の2・第45条の3)</p> <p>第6章 雑則(第46条—第50条)</p> <p>第7章 罰則(第51条・第52条)</p> <p>附則</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(住宅用防災機器)</p> <p>第31条の2 住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。)の関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。)は、次条及び第3</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第45条の2・第45条の3)</p> <p><u>第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</u> <u>(第45条の4)</u></p> <p>第6章 雑則(第46条—第50条)</p> <p>第7章 罰則(第51条・第52条)</p> <p>附則</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(住宅用防災機器)</p> <p>第31条の2 住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。)の関係者は、次条及び第31条の4に定める基準に従つて、次の各号のい</p>



1条の4に定める基準に従つて、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) (略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(略)

いずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) (略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(略)

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。

◆議案第10号 字の区域及び名称の変更について

【市民自治課】

【提案理由】

秋山土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業区域内及び隣接する秋山、高塚新田、紙敷の一部の区域を秋山一丁目、秋山二丁目、秋山三丁目に変更するため。

【概要】

新	旧		地番				
	大字	字					
秋山一丁目	秋山	向堀込	98の1～98の7	99の1	99の4	99の6	99

	<p>の7 100の3 100の4 101の1~101の3  101の5~101の7 101の9~101の12 10  2の1~102の7 102の9~102の22 106の  1~106の13  98の5、100の4、101の1、101の3、101の  5~101の7、101の9~101の12、106の2、  106の4~106の11に隣接する道路、水路である公有  地の一部</p>
前原	<p>107の1~107の3 108 109の1~109の1  6 110の1の内 110の4 110の5の内 110  の6 110の7の内 110の8 110の9 110の  11 110の12 110の15 111の1 111の  3 111の4 111の6の内 111の8の内 111  の10の内 111の11 112の1 112の2 11  2の3の内 112の4の内 112の5 112の6の内  112の7の内 112の8~112の10 112の1  1の内 112の12の内 112の13~112の16  112の20の内 112の21 112の22 112  の23の内 112の24の内 112の25 112の2  6 112の27の内 112の28の内 112の29の  内 112の30の内 112の31の内 113の1の内  114 116の1~116の10 117 118 1  19の1~119の7 120の1~120の9 121の  1~121の17  107の1~107の3、108、109の7~109の1  0、110の1の内、110の4、110の5の内、110  の6、110の9、110の11、110の15、111の  1、111の3、111の11、112の1、112の2、  112の6、112の9、112の10、112の13、1  12の16、112の21、112の22、112の25、  112の26、114、116の1~116の10、117、  118、119の1~119の4、119の6、120の1、  120の3~120の5、120の7、121の1、121  の3~121の5、121の8、121の10、121の1  3~121の17に隣接する道路である公有地の一部</p>

入谷津	<p>122の1 122の2 123~127 128の1 128の2 129~136 137の1~137の4 138~140 142の1 142の2 281~283 284の1 284の2 285 286 287の1 288の1 288の2 289 290の1 290の2 291の1 292の1 293の1 294 295 296の3 296の4 297の3 298の1 299の1 300の1 301の1 301の6 301の7 301の9~301の12 304の2 305の3 305の4 306の1 306の2 307の1 307の2 308の1 308の3 310の1 310の2 437の57 437の58 438の1~438の3 439の1~439の3</p> <p>122の1、122の2、123~127、128の1、128の2、129~136、137の1~137の4、138~140、142の1、142の2、281~283、284の1、284の2、285に隣接する道路、水路である公有地の一部</p> <p>286、289、290の1、290の2、294、295、298の1、299の1、300の1、301の1、301の6、301の7、306の1、306の2、307の1、307の2、437の58、438の2、438の3に隣接する道路、水路である公有地の一部</p> <p>286、287の1、288の1、288の2、289、290の1、290の2、291の1、292の1、293の1、294、295、296の3、296の4、297の3、298の1、299の1、300の1、301の1、301の6、301の7、301の9~301の12、304の2、305の3、305の4、306の1、306の2、307の1、307の2、308の1、310の1、310の2、437の57、438の1、439の1~439の3に隣接する水路である公有地の一部</p>
牧ノ内	<p>141 143 144の1 144の3~144の7 145の1 145の2 145の4 146の1 146の2 147の1 147の2 148~150 151の1</p>

			<p>151の2 152 153の1 153の2 154  155 156の2 157の1 157の4 158 1  59の1~159の3 160の1 161の1 161の  4~161の7 162~164 165の1 168の2  168の4~168の7 174の2 174の6 17  5の2 175の3 175の5 176の1 176の4  177の1 178の1 178の2 178の6  141、144の1に隣接する道路である公有地の一部  141、143、144の1、147の2、148に隣接す  る水路である公有地の全部  145の1、145の2、146の1、151の1、151  の2、152、153の1、153の2、157の4、17  4の6、175の2、175の3、175の5、176の1、  177の1、178の2、178の6に隣接する道路である  公有地の一部</p>
	高塚新田	一本松	<p>406の1の内 406の3 406の4 406の5の内  406の6の内 406の7 406の8 406の9の  内 406の10の内 406の11の内 406の12  406の13 406の14の内 406の15~406の  17 406の18の内 406の19の内 406の20  406の23 406の24 406の25の内 406  の26~406の29 406の30の内 407の1 4  07の3の内 408の1の内 408の3 408の4  409の1の内 409の2の内 409の3の内 409  の4の内 410の1の内 410の3 410の6~41  0の8 410の9の内</p>
秋山二丁目	秋山	前原	<p>110の1の内 110の5の内 110の7の内 110  の13 110の14 111の2 111の6の内 11  1の8の内 111の10の内 112の3の内 112の  4の内 112の6の内 112の7の内 112の11の  内 112の12の内 112の15の内 112の20の  内 112の23の内 112の24の内 112の27の  内 112の28の内 112の29の内 112の30の  内 112の31の内 113の1の内 113の4  110の9、110の13、110の14、111の2、1</p>

		111の6、111の8の内、111の10の内、112の3の内、112の4の内、112の6の内、112の7の内、112の20の内、112の23の内、112の24の内、112の27の内、112の28の内、112の29の内、112の30の内、112の31の内、113の1の内、113の4に隣接する道路である公有地の一部
高塚新田	受原	361の16の内 361の17 361の19の内 361の20の内 361の57~361の60 361の76 361の77の内 361の80 361の92の内 361の93 361の99 362の14の内 362の16の内 362の17~362の19 362の21の内 362の25 362の28~362の33 362の38 362の40 362の48 362の51 362の52 362の57 362の58 362の62 362の85の内 362の87~362の92 362の94 362の96 362の98の内 362の102~362の105 362の121 362の122 362の126の内 370の1~370の63 361の17、361の19の内、361の57、361の58、362の14の内、362の19、362の25、362の28~362の30、362の48、362の51、362の58、362の62、362の89、370の1、370の11、370の14、370の37~370の47に隣接する道路である公有地の一部
	清原	375の2 375の3 376の2~376の15 377の1~377の3 378の2 378の3 381の2 381の4~381の9 382の3 376の2、376の3、376の5~376の12、376の14、377の1、377の3、381の7に隣接する道路である公有地の一部
	一本松	399の1~399の3 400の1~400の4 400の9~400の15 400の17 400の18 400の20 400の22 400の27~400の33 400の36~400の39 400の41~400の43 400の50 400の51 400の53 401の1 4

		<p>01の3~401の6 401の18 401の19 401の21~401の26 401の37~401の46 402の1~402の8 402の10 402の11 402の14~402の21 403の1~403の25 403の27~403の31 404の1~404の4 405の1~405の23 405の25 405の27 405の29 405の32~405の43 406の1の内 406の2 406の5の内 406の6の内 406の9の内 406の10の内 406の11の内 406の14の内 406の18の内 406の19の内 406の25の内 406の30の内 407の2 407の3の内 408の1の内 408の2 409の1の内 409の2の内 409の3の内 409の4の内 410の1の内 410の9の内 410の10</p> <p>400の3、400の50、400の51、401の21~401の23、402の1、402の5~402の8、403の6、403の8、404の1~404の4、405の23、406の5の内、406の18の内、406の19の内、406の25の内、406の30の内、407の2、408の1の内、408の2、410の10に隣接する道路である公有地の一部</p>
	野見塚	<p>411の1~411の5 411の7 411の9~411の11 411の15~411の33 411の35~411の38 413の1~413の17 413の19 413の22~413の27 414の2~414の7 415の2の内 415の3の内 415の4の内 415の5 415の6の内 415の7 415の8 422の内 446の1の内 446の2の内 446の3の内 447の1の内 447の3</p> <p>411の3、411の20、411の28~411の33、413の12、413の13、413の22、413の23、447の3に隣接する道路である公有地の一部</p>
紙敷	源兵衛後	<p>1, 168の1の内 1, 168の2の内 1, 168の3の内 1, 168の4~1, 168の6 1, 168の7の内 1, 169の1の内 1, 169の2 1, 169の</p>

			3 1, 168の4~1, 168の6, 1, 169の2に隣接する道路である公有地の一部
		東出し山	1, 171の1 1, 172の1~1, 172の7 1, 173の1~1, 173の7 1, 174の1~1, 174の15 1, 175の1~1, 175の10 1, 176の1 1, 176の2 1, 177の1~1, 177の4 1, 179の1~1, 179の7 1, 180の1~1, 180の31 1, 181の1~1, 181の5 1, 181の7~1, 181の10 1, 182の1 1, 172の2, 1, 173の4~1, 173の6, 1, 174の4, 1, 174の5, 1, 175の4~1, 175の6, 1, 176の2, 1, 177の2に隣接する道路である公有地の一部 1, 181の1~1, 181の5, 1, 181の10, 1, 182の1に隣接する道路である公有地の一部
		西出し山	1, 183の1 1, 183の3 1, 184の1 1, 183の1, 1, 183の3, 1, 184の1に隣接する道路である公有地の一部
秋山三丁目	高塚新田	受原	361の1 361の3~361の15 361の16の内 361の18 361の19の内 361の20の内 361の21~361の43 361の47~361の56 361の61 361の62 361の65 361の67 361の68 361の70~361の72 361の74 361の77の内 361の78 361の79 361の81~361の91 361の92の内 361の94~361の98 361の100~361の103 362の1~362の13 362の14の内 362の15の内 362の16の内 362の20 362の21の内 362の22~362の24 362の26 362の27 362の34~362の37 362の39 362の41~362の45 362の53~362の56 362の59 362の60 362の63 362の65 362の66 362の71 362の73 362の75 362の77 362の79 362の82 362の85の内

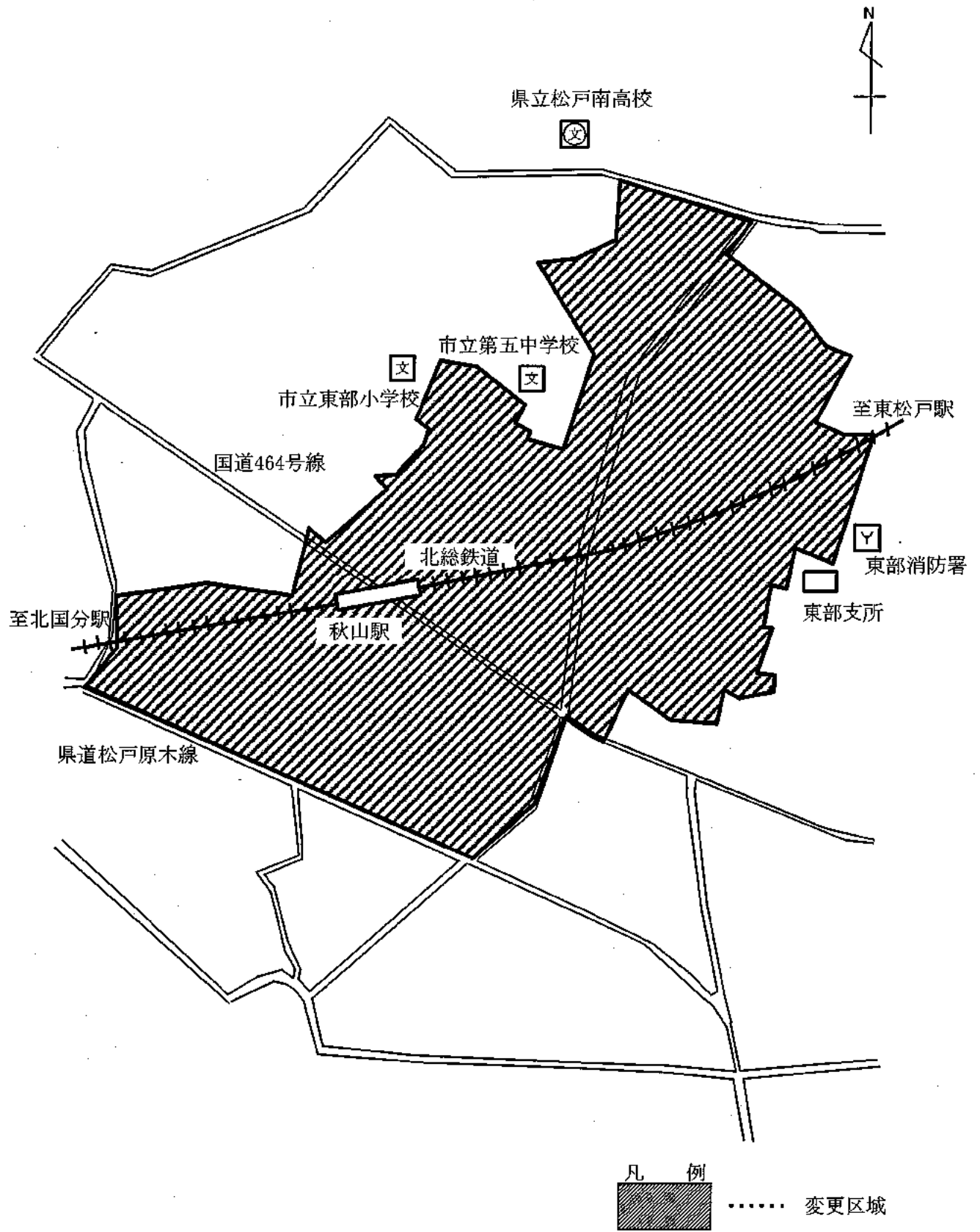
		<p>362の95 362の98の内 362の99~362の101 362の106~362の120 362の123~362の125 362の126の内 362の127~362の142 365の1 366 367の1~367の4</p> <p>361の3、361の7、361の12~361の15、361の19の内、361の26~361の28、361の36、361の39、361の42、361の49、361の50、361の61、361の62、361の65、361の85、362の2~362の4、362の6、362の10、362の14の内、362の20、362の26、362の34~362の37、362の39、362の41、362の53、362の56、362の59、362の60、362の63、362の66、362の75、362の124、362の125に隣接する道路である公有地の一部</p>
	野見塚	<p>415の1 415の2の内 415の3の内 415の4の内 415の6の内 415の9~415の16 416の1 416の3~416の5 416の14~416の16 416の19~416の31 416の60~416の73 417の1 417の3 417の5 417の6 418の1 418の2 418の5 418の7~418の11 419の1~419の10 420の1~420の9 421の1~421の8 422の内 423 424の1~424の19 425の3 425の30 425の33 425の34 445の4 445の5 446の1の内 446の2の内 446の3の内 447の1の内</p>
	紙敷	源兵衛後
		<p>1, 161の1 1, 161の3~1, 161の28 1, 162の1 1, 162の3 1, 162の4 1, 162の7~1, 162の11 1, 163の1 1, 163の4 1, 163の6~1, 163の17 1, 165の2 1, 165の4 1, 166の1 1, 167の1~1, 167の4 1, 168の1の内 1, 168の2の内 1, 168の3の内 1, 168の7の内 1, 169の1の内</p>
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

備考

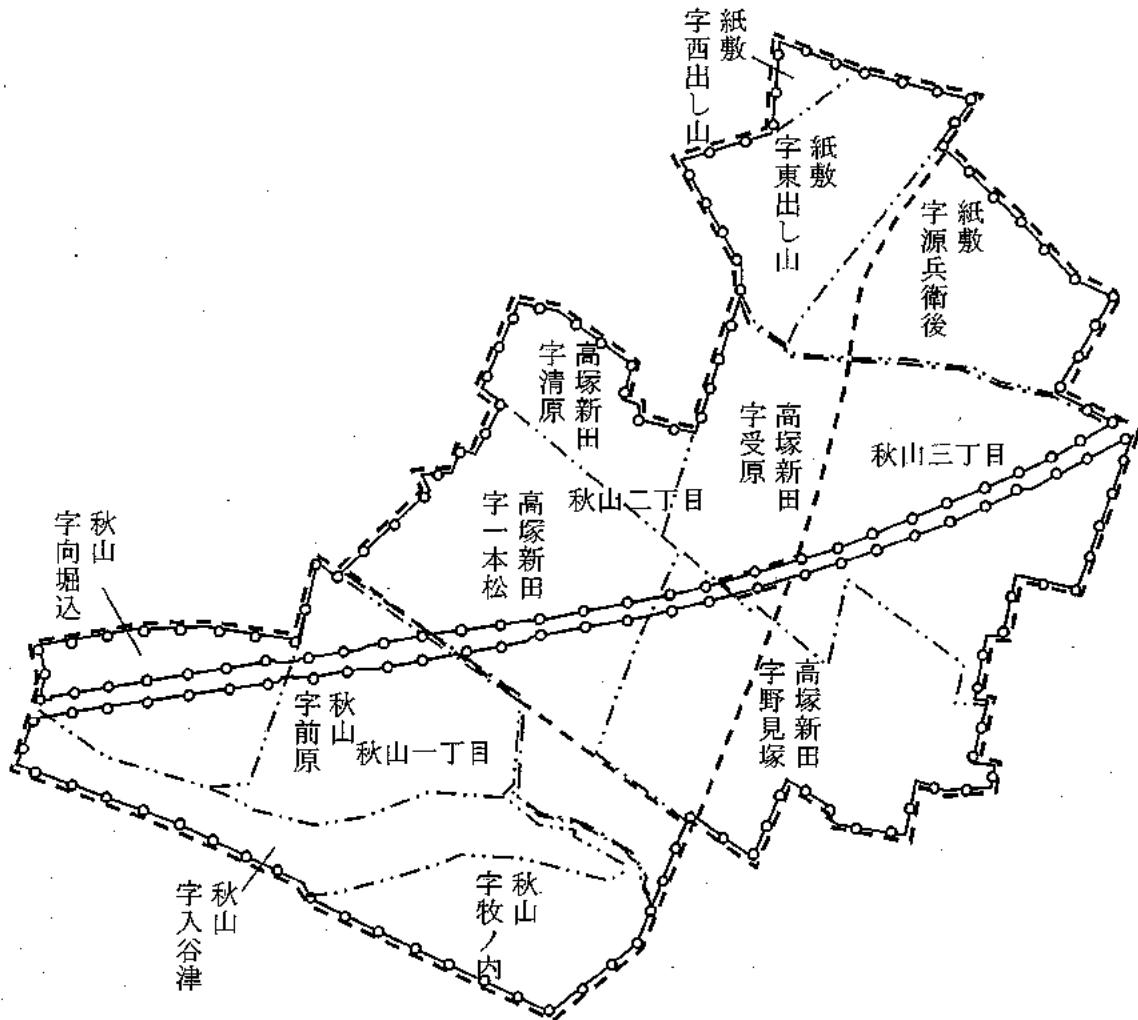
上記土地の表示は、平成27年10月31日現在の登記事項証明書によるものである。



# 案内図



# 区域図



凡例	
新大字名	横書き
旧大字名	縦書き
新大字界	-----
旧大字界	- - - - -
旧小字界	— · · —
秋山土地区画整理事業区域	○—○—○

## ◆議案第11号 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について

【警防課】

### 【提案理由】

消防指令に関する事務を共同して管理し、執行するため規約を制定することについて協議するため。

### 【概 要】

#### ○協議会の目的（第1条関係）

地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

#### ○協議会の名称（第2条関係）

松戸市ほか9市消防指令事務協議会とする。

#### ○協議会を設ける市（第3条関係）

松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

#### ○協議会の担当事務（第4条関係）

関係市（松戸市ほか9市）の区域内の災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を共同して管理し執行する。

#### ○協議会の事務所（第5条関係）

千葉県松戸市松戸新田114番地の5に置く。

#### ○協議会の組織（第6条関係）

会長、副会長2人及び委員17人以内をもって組織する。

#### ○職員（第10条関係）

担任する事務に従事する職員の定数及び配分については、関係市の消防長が協議し定める。

#### ○経費の支弁方法（第16条関係）

事務の管理及び執行する費用は、関係市が負担し松戸市に納付する。

#### ○施行日

平成28年8月1日

## 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、松戸市ほか9市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会を設ける市)

第3条 協議会は、松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を共同して管理し、及び執行する。

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、千葉県松戸市松戸新田114番地の5に置く。

### (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員17人以内をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第8条 委員は、関係市の消防長の職にある者（会長及び副会長の職にある者を除く。）及び関係市の消防長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

### (会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

### (職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員の中から、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

### (事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、現に在任する委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行）

第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場  
合においては、協議会は、当該事務に関する松戸市の条例、規則その他の規程（以下「松戸市の条  
例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその  
定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 松戸市は、松戸市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市  
に協議しなければならない。
- 3 松戸市長は、松戸市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長  
及び協議会の会長に通知しなければならない。

（経費の支弁の方法）

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。
- 3 関係市は、前項の規定による負担金を、松戸市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分等の方法）

第17条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、  
又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する松戸市の条例等を関係市  
の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行う  
ものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公  
共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の措置)

第19条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成28年8月1日から施行する。

#### ◆議案第12号 指定管理者の指定について

【市民自治課】

【提案理由】

松戸市市民交流会館の指定管理者を指定するため。

【概 要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
松戸市市民交流会館
- 2 指定管理者の候補者  
(代表者)  
松戸市常盤平五丁目24番地の1  
PPP新松戸株式会社  
代表取締役 関 口 昌太朗  
(担当事業者)  
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地の3  
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社  
代表取締役 関 口 昌太朗
- 3 指定の期間  
平成28年8月1日から平成32年7月31日まで

#### ◆議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦について

【行政経営課】

【提案理由】

人権擁護委員の退任に伴い、後任の候補者を推薦するため。

#### ◆議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

【行政経営課】

【提案理由】

人権擁護委員の増員に伴い、新任の候補者を推薦するため。